

福島県許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督処分の基準

第1 趣旨

本基準は、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）による不正行為等について、知事が指導又は監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、無許可業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

第2 無許可業者に対しても適用される建設業法の規定

無許可業者に対しても適用される建設業法の主な規定は、次のとおりである。

1 知事による指示処分及び営業停止処分（法第28条第2項・第3項）

県内で建設工事を施工している無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、請負契約に関して著しく不誠実な行為（悪質、重大な手抜き工事や契約不履行等）があった場合には、知事が当該者に対して指示処分又は営業停止処分を行うことができることとされている。

2 利害関係人による知事に対する措置要求（法第30条第2項）

県内で建設工事を施工している無許可業者に上記1の事実があった場合は、利害関係人が知事に対し、その事実を申告し、適切な措置を取るべきことを求めることができることとされている。

3 知事による報告徴収及び立入検査（法第31条）

知事は、特に必要があると認めるときは、許可の有無に関わらず、県内で建設業を営む者から報告を徴収し、職員に立入検査を行わせることができることとされている。

4 公正な請負契約の締結義務・請負契約の書面締結義務（法第18条・第19条）

請負契約の当事者は、請負契約の締結に当たっては、各々の対等な対場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行し、また、当該契約は工事内容や請負代金の額等、法律で定められた事項を記載した書面に署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされている。

5 建設工事紛争審査会による紛争解決（法第25条等）

建設工事の請負契約に関して紛争がある場合には、国土交通省及び各都道府県に設置されている建設工事紛争審査会に対し、あつせん、調停、仲裁を求めることができることとされている。

第3 無許可業者に対する指導及び監督処分の基準

1 建設業法第28条第2項に基づく指示処分又は同条第3項に基づく営業停止処分を行う場合

(1) 契約締結の過程に関する法令違反をした場合

ア 刑法違反（詐欺罪）

(7) 代表権のある役員（建設業を営む者が個人である場合においてはその者）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

(イ) その他の場合においては、60日以上営業停止処分を行うこととする。この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは、120日以上営業停止処分を行うこととする。

イ 特定商取引に関する法律違反

(7) 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

(イ) 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合は、原則として指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）又は第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、原則として3日以上営業停止処分を行うこととする。

(2) 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円以上又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合については、原則として7日以上営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をも

って上記の判断額とする。

(3) 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜き工事や粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、原則として7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、又は危害を及ぼすおそれが大である場合

建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

2 法第41条第1項に基づく指導、助言及び勧告

上記1及び下記3には該当しないものの、工事の技術的観点や請負金額の額に照らして意味の乏しい施工を繰り返すなど、建設業を営む者として不適切と認める場合については、機動的に法第41条第1項に基づく必要な指導、助言及び勧告を行う。

3 その他

(1) 許可を受けないで建設業を営んだ場合や正当な理由がないのに契約を分割した場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等、建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な適用に努めることとする。

(2) 監督処分の内容については、速やかに公表するものとする。

附則

この基準は平成21年2月19日から施行し、同日以降に不正行為等が行われたものから適用する。